

子どもたちのすこやかな発達を保障するための

養護教諭の定数増を求める要求署名

取扱団体 全日本教職員組合

2011年3月11日東日本大震災の発生以来、子どもたちは震災の痛みを小さな体で受け止め過ごしてきました。健気に学校へ通う子どもたちの姿に、教師たちは悩みながら向き合ってきました。何より、子どもたちの心のケアは重要となっています。

子どもたちに「人間らしく成長・発達してほしい」というのはすべての大人の願いです。このような災害時はもちろん、現在の複雑な社会の中で育つ子どもたちの「からだと心の健康」を保障するためには、教育条件の整備が不可欠です。

2009年度より施行の学校保健安全法でも、養護教諭の必要性が高く認められています。国の第7次(高校6次)定数改善計画(小学校851人以上、中学校801人以上、特殊教育諸学校61人以上複数配置)は完結しているにもかかわらず、都道府県によっては完全に実施されていないところもあります。

すべての学校(園・課程)への養護教諭配置と複数配置の拡大を願い、次の事項を国の責任において実施するよう強く求めます。

《要求項目》

- 1 学校教育法附則第7条(小学校、中学校及び中等教育学校には、第37条及び第69条の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる)を廃止すること。
- 2 幼稚園・小学校・中学校(夜間を含む)・高等学校(定時制・通信制・分校・単位制を含む)・特別支援学校への養護教諭の全校(分校・分教室を含む)・園配置を早急に実現すること。そのために、標準法(公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法律)の3学級以上の小・中学校に養護教諭を配置するとする条項、および小・中学校の学校間距離が500メートル以内の学校、小・中併設校の場合を1校とみなす条項を廃止すること。
- 3 複数配置基準を「子どもの顔が見えて、名前がわかる」ために300人以上に引き下げる。特別支援学校には学部ごとに1名以上配置すること。災害時、緊急事態発生時の学校には速やかに複数配置すること。いったん配置された養護教諭の引き上げについては、配置基準による一方的、機械的な引き上げを行わないこと。
- 4 定数内の臨時配置を解消し、正規の有資格者の養護教諭を配置すること。
- 5 各都道府県ごとの大学に、養護教諭の4年制養成課程・修士課程を設置するよう要請すること。

氏 名	住 所

* この署名の住所、氏名は目的以外の使用はしません。

取り扱い団体